

第1章 「市民が主役 協働のまちづくり」

第1節 共に「はぐくむ」協働のまちづくり

【施策の背景】

私たちの社会は大きな転換期に直面しており、このことによって地域社会においても、さまざまな問題が山積しています。このような状況の中で、まちづくりを進めていくためには、地域住民や地域コミュニティ、各種団体、事業者と行政のそれぞれが横のつながりを持ち、共に考え、共に協働する新たな取り組みが必要となります。

本市には、これまで充実した活動を行ってきた各種団体や長い歴史の中で培ってきた地域の個性・資源が、魅力ある宝として数多くあります。これらを生かし、連携させることによって発展するまちづくりを行うためには、人づくりとお互いの地域を理解し合うことが大切です。

市民と行政が共通の目標を掲げ、それぞれの役割のもとでまちづくりを展開し、地域のニーズに合った市民生活の基盤づくりのために、大崎市流域地域自治組織の充実を図ることが必要です。

私たちの住む地域を、私たち自身の意思と責任で担っていくことを基本として、市民と行政が共に育む協働によるまちづくりを、本市全体で構築していくことが重要となっており、その仕組みづくりが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域自治組織が暮らしの基盤となっている。
- 住民が地域への愛着を深め、自治を担う一員としての自覚をもち行動している。
- 市民と行政が情報を共有し、各々の役割を分担し補完したまちづくりが行われている。
- 市民参画の仕組みが整備され、各地域で地域リーダーが育っている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域自治組織を支援・促進するための基盤づくり
2 協働の仕組みづくり（(仮称)協働のまちづくり条例の制定）
3 市民活動拠点施設の機能や運営の整備
4 市民と行政が情報を共有できる環境の充実
5 地域コミュニティの再生・活性化に向けた交流の促進
6 人材育成のための学習機会の提供とシステムづくり

【重点対象】

- ☆地域住民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆ボランティア
- ☆NPO
- ☆事業者

【関連する主な項目】

○男女が共に担うまちづくり(1章2節)○市民の生活を支える行財政改革の推進(1章3節)
 ○快適に暮らせる公共交通の充実・強化(2章2節)○地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)○自助・共助・公助に基づく防災対策の強化(2章4節)○地域ぐるみの交通安全対策の強化(2章6節)○地域で守る防犯対策の強化(2章7節)○みんなで取り組む平和と人権の尊重(2章8節)○豊かな心を育む生涯学習の充実(3章2節)○多彩な地域文化の継承・形成(3章3節)○魅力ある観光の振興(4章4節)○生涯を通じた健康づくりの推進(5章1節)○充実した地域医療体制の整備(5章2節)○安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)○地域で支え合う社会福祉の充実(5章4節)○環境の変化に対応した子育て支援の充実(5章5節)○身近にふれあえる憩いの場の整備(6章2節)○快適な生活環境の保全・整備(6章3節)○地球にやさしい循環型社会の実現(6章4節)

第2節 男女が共に担うまちづくり

【施策の背景】

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を創造することです。本格的な少子高齢社会を迎え、人口構成が大きく変化していく中、政治、経済、社会などの多くの分野において男女共同参画の現状はまだ道半ばの状況にあり、男女共同参画社会基本法の制定から10年余りを経過した現在もなお大きな課題となっています。

また、東日本大震災を契機に地域力を高めていく必要があり、性別にかかわらずだれもが地域社会の一員として、日頃から支え合える環境づくりが求められています。

本市においては、男女共同参画社会の実現にいち早く取り組んできましたが、女性に対する暴力防止対策や被害者支援の緊急性・重要性が高まっていることから、相談体制の充実や一時避難体制の整備が重要となっています。

男女共同参画条例で掲げた基本理念に基づき、市民、事業者、行政が取り組むべき基本的事項を明らかにすることにより、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

【10年後の望ましい姿】

- 男女共同参画推進条例に基づく取り組みを実践している事業所が増えている。
- 個性や能力を活かした活動を行っている市民が多くなっている。
- 育児休業や介護休業など、市民が安心して働けるための制度が充実し、活用されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 市民、事業者、行政が一体となった男女共同参画の意識啓発と事業の推進
2 市民、事業者、行政が一体となった男女共同参画推進体制の整備
3 相談体制の充実
4 学校教育・家庭教育における男女共同参画の推進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 豊かな心を育む生涯学習の充実 (3章2節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

第3節 市民の生活を支える行財政改革の推進

【施策の背景】

新たな時代への対応が求められる中で、行政が行うことは、市民とともに社会全体の変化にバランス良く、スピーディに対応すること、そして的確な政策形成をすることです。さらに、地域の個性を見出し、市民のアイデアなどを活かした新たな地域の力を創造することが必要となります。

また、市民と行政の関係においては、それぞれが自立し、協働する関係へと進化しながら、パートナーシップのもとに「地域のことは地域で解決する」仕組みづくりが重要となります。

本市は、安定した行財政基盤の確立を目指し、行財政改革を進めていますが、単なる改革にとどまらず、地域生活基盤の変化に合わせ、市民と行政の役割を明確にしながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう公共的な事業やサービスを実施・提供するための舵取りを行う経営体としての視点を持ち、行財政システムを常に見直ししていく必要があります。

【10年後の望ましい姿】

- 市の財政指標が改善されている。
- 市民にわかりやすい行政組織になっている。
- 市民と行政の役割分担がなされ、協働による行政運営が行われている。
- 地方政府として、効率的で効果的な施策が展開されている。
- 地域の資源を活かし、自主的かつ自立した地域政策が展開されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 行政評価の活用、行政情報の提供、市民意見反映のシステム化
2 市民公益活動団体などへの活性化支援
3 政策形成力の向上
4 効率的で効果的な施策展開の推進（民間活力導入・広域行政の推進など）
5 行政組織の再構築と庁内の情報共有・連携体制の強化

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆市民公益活動団体
- ☆事業者
- ☆各種研究機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）

第2章 「安全安心で 交流が盛んなまちづくり」

第1節 円滑な道路環境の整備

【施策の背景】

市内の主要な市道や生活道路などは、道路の幅員や歩道の設置状況など、その整備状況はそれぞれの地域で異なります。国道・県道などの幹線道路は、年々交通量が増加し市街地での朝夕の交通渋滞が中心部ほど日常化しているとともに、歩行者にとって危険な箇所も見受けられます。

また、広大な面積を有する本市域および周辺市町村への安全で円滑な通行を確保するためには、バイパスの整備など、効率的な道路ネットワークの確立によるアクセス向上が不可欠となっています。

今後、これらの状況の改善や整備を進め、利用者の利便性の向上を図りながら、交通弱者にも配慮した道路環境の整備を進めていくことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 主要な目的地への所要時間が短縮されている。
- 通勤・通学時間が短縮されている。
- だれもが安心して移動できる道路になっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 市域道路網と橋梁などの計画的な整備
2 広域的道路網の整備
3 防雪, 除雪体制の強化
4 30分圏都市構想および歩行空間のバリアフリー化の推進
5 幹線道路のネットワーク化(環状道路)および地域連携道路の整備
6 中心部へのアクセス幹線道の整備

【重点対象】

- ☆交通利用者
- ☆交通弱者
- ☆交通関係機関

【関連する主な項目】

- 快適に暮らせる公共交通の充実・強化(2章2節)
- 地域ぐるみの交通安全対策の強化(2章6節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実(5章4節)

第2節 快適に暮らせる公共交通の充実・強化

【施策の背景】

公共交通機関の中心となる路線バスは、自家用自動車の普及により利用者が年々減少し、路線の減少が余儀なくされている現状となっています。

本市では、交通弱者の足を確保する観点から、廃止代替バスにより各地域を結ぶ幹線路線を維持するとともに、地域が主体となった新たな公共交通システムで日常生活における交通手段を確保する必要があります。

今後も、市民・自動車運送事業者・行政が一体となって、市内および周辺市町村を含めた交通体系を環境・経済・社会的側面から総合的な視点でとらえ、再構築していくことが必要です。

また、市内の公共交通利用者の安全確保や快適な利用を提供するために、バリアフリーなどに配慮した整備や利用環境の充実を図り、自家用自動車に頼らない生活を確立するための鉄道やバスといった公共交通ネットワークの形成が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 公共交通機関を利用する人が多くなっている。
- 公共交通により移動がスムーズにできている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	新公共交通システムの導入、交通規制・誘導、さまざまな交通手段の組み合わせなどによる機能的な公共交通ネットワークの構築
2	隣接市町村と連携し市域を越えた交通需要への対応
3	交通体系の改善につながる幹線・準幹線道路の整備
4	公共交通施設の利用環境の整備

【重点対象】

- ☆交通弱者
- ☆来市者
- ☆自動車運送事業者
- ☆公共交通機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 円滑な道路環境の整備 (2章1節)

第3節 地域資源を活かした地域間交流, 国内・国際交流の推進

【施策の背景】

本市では、地域に根ざした伝統的なまつり・イベントを市民相互の交流や連携により取り組んでおり、恵まれた交通基盤を生かして市外からも多くの人々が訪れるようになっていきます。

また、観光振興を目的とした地域間交流として、鉄道沿線自治体による協議会を設置し、交流人口の増加を目指した観光パンフレット作成やイベントの開催などの事業を展開しています。一方「道の駅」においても、さらなる利用促進や機能強化を図るため、県内の各「道の駅」と連携しさまざまな活動を展開しています。

本市が有する豊富な地域資源を最大限生かしながら、地域の活性化や交流人口の拡大を図り、交流から定住への環境づくりとともに、東日本大震災を契機に姉妹都市・友好都市などとの「絆」を強める取り組みも重要となっています。

さらに、住民が主体となって取り組む自治活動を確立するため、産業・経済・教育などのさまざまな分野において、専門性を備えた人材や地域リーダーの育成と確保を図るとともに、グローバル社会の中で国際感覚を身に付けた人材の育成が必要となります。

このことから、人と人、地域と地域の交流を主眼とした人的交流をより一層推進することが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 観光客の入込数が増加している。
- 多種多様な交流の機会が増えている。
- 国際交流の機会が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域リーダー、分野別専門性を備えた人材の育成
2 鉄道網を活かした地域間交流の推進
3 「道の駅」「サービスエリア」の活用促進と機能強化
4 姉妹都市・友好都市などとの交流推進
5 グリーンツーリズム・エコツーリズムや分野別交流事業の推進
6 歴史的まつり、地域に根ざしたイベントの開催

【重点対象】

- ☆交通利用者
- ☆姉妹都市等の市民
- ☆各種団体

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 豊かな心を育む生涯学習の充実 (3章2節)
- 多彩な地域文化の継承・形成 (3章3節)
- 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興 (3章4節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 新たな期待に応える林業の振興 (4章2節)
- 活性化する商工業の振興 (4章3節)
- 魅力ある観光の振興 (4章4節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 総合的な産業振興の推進 (4章6節)

第4節 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化

【施策の背景】

東日本大震災では、本市においても想定を大きく上回る被害がありました。今後の大規模地震や異常気象がもたらす暴風、大雨による河川の増水と内水などの自然災害に備えるため、市民防災力の向上、防災関係機関相互の連携、迅速な情報共有化体制の構築や広域的な相互応援体制の充実が求められています。

災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、市民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、さまざまな地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが、迅速かつ確にできる地域を目指すことが必要となります。

さらに、災害時要援護者といわれる高齢者や障害者、子どもなどの安全を確保するためにも、自治的組織、福祉関係者などによる協力体制を確立し、治安の混乱や突発的な事故・事件などから市民の生命、身体および財産を守る取り組みが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 災害発生時に、すべての地域に速やかに避難できる安全な場所が確保されている。
- 災害時における食料、物資の調達体制が整っている。
- 人家に及ぼす危険箇所の周知が図られ、安全対策が講じられている。
- すべての地域に自主防災組織が結成され、災害時の活動体制ができています。
- 放射能対策の実施により、東日本大震災前の安全・安心な大崎の再生が図られている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域防災計画・国民保護計画に基づく平素からの備えの重要性の周知
2 浸水、土砂崩れなどの危険箇所の整備と周知による被災の軽減化
3 移動可能な排水ポンプ車の配備・活用による緊急排水などの浸水対策の推進
4 防災情報システムおよび機器などの整備による情報共有化
5 災害時における避難路、避難所・避難場所などの整備による安全確保
6 自主防災組織における防災意識の高揚と初期対応技術の向上の推進
7 災害時における自治体間・相互応援協定や民間との災害支援協定などの締結
8 放射能情報などの一元化と市民の不安解消に向けた事業の推進

【重点対象】

- ☆自主防災組織
- ☆防災関係機関
- ☆災害時要援護者
- ☆事業所

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 機動的な消防・救急体制の充実(2章5節)
- 新たな期待に応える林業の振興(4章2節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実(5章4節)
- 身近にふれあえる憩いの場の整備(6章2節)
- 快適な生活環境の保全・整備(6章3節)

第5節 機動的な消防・救急体制の充実

【施策の背景】

火災の発生原因は、年々多様化・複雑化する傾向にあり、こうした状況に対処するためには、予防消防の啓発に努め、消防力強化を図っていくことが必要です。

地域の防火・防災の役割を担う消防団員の確保については、少子高齢社会を迎えている今日において、若年層の加入促進が課題となっているため、市民総参加による消防体制のあり方を検討することが必要となっています。

また、初期消火活動のより一層の迅速化を図るため、消防ポンプ置き場の整備や小型動力ポンプ付き積載車の配備などを計画的に進めることが必要です。

事故や災害、急病などから市民の命を守る救急・救助体制については、年々出動件数が増加する傾向にあるため、消防本部において必要な車輛および資機材の充実や隊員の育成、医療機関との連携強化を一体となり進める必要があります。また、市民が発症した際の初期の応急処置が重要なことから、応急手当や普通救命講習、さらには AED（自動体外式除細動器）を活用した救命技術や知識の普及啓発が必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 火災発生件数が減少している。
- 市民の救命に対する意識が高まり、救命効果の向上が図られている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 防災の施設・装備の拡充，地域防火・防災の減災対策の推進
2 消防関係機関などによる火災予防啓発の推進
3 市民，事業所などを対象に救急救命講習の普及活動の推進
4 消防関係団体の育成・確保

【重点対象】

- ☆市民
- ☆事業所
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化(2章4節)
- 充実した地域医療体制の充実(5章2節)

第6節 地域ぐるみの交通安全対策の強化

【施策の背景】

本市の交通事故発生件数、死者数、負傷者数は、ともに減少傾向にある一方で、道路交通法の罰則強化が図られてもなお飲酒運転などの悪質な運転による悲惨な事故が後を絶たない状況です。

これらの原因は、運転者の交通モラルの欠如や、交通安全意識の希薄化が起因しており、その対策を早急に講ずることが必要です。また、交通弱者である幼児や高齢者、障害者を交通事故から守るためには、交通安全教室をより一層充実させるとともに、その他の世代も含めた体系的な交通安全教育を進めていかなければなりません。

そのためには、関係機関や団体、家庭・学校・事業者などが協働し、地域ぐるみで交通安全に取り組む必要があります。

さらに、交通安全施設の総点検や計画的な整備および歩行空間も含めた道路交通環境の整備を促進し、市民の安全性の確保や安心感の向上に積極的に取り組むことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 交通事故発生件数が大幅に減少している。
- 交通死亡事故がゼロとなっている。
- 飲酒、酒気帯び運転がゼロとなっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 体系的な交通安全教育システムの構築
2 地域社会との協働による交通安全意識の啓発運動の推進
3 警察や交通安全関係機関・団体などとの連携
4 交通安全施設や道路などの交通環境の整備促進

【重点対象】

- ☆交通弱者
- ☆児童・生徒
- ☆関係機関
- ☆運転者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 円滑な道路環境の整備 (2章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の整備 (3章1節)

第7節 地域で守る防犯対策の強化

【施策の背景】

近年、子どもや高齢者を狙った卑劣な犯罪の増加や凶悪化が、大きな社会問題となっています。一方で、本市においては、犯罪発生件数は減少の傾向にありますが、子どもに対する不審な行為の発生は後を絶ちません。

消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、振り込め詐欺や悪質商法などの新手のトラブルが発生しており、日常生活の安全性を高めるための相談体制の充実や賢い消費者育成が必要となっています。

また、急激な社会環境の変化は、地域社会における犯罪抑止力を低下させています。このことから、真に安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」を基本に、警察や防犯関係機関・団体・学校・家庭など、地域ぐるみによる一体化した地域防犯体制の確立が必要となります。

さらに、犯罪の未然防止や通行の安全確保を図るための防犯灯設置、消費者トラブルを未然に防止する体制の構築など、市民意識の高揚を図りながら、安全性の確保や安心感の向上に積極的に取り組むことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 子どもに対する不審な行為が減少している。
- 犯罪発生件数が大幅に減少している。
- 消費生活トラブルが減少している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 協働による地域防犯体制の確立
2 防犯実働隊の育成・支援
3 消費者対策窓口の充実
4 防犯意識の普及・啓発

【重点対象】

- ☆市民
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の整備 (3章1節)
- 豊かな心を育む生涯学習の充実 (3章2節)

第8節 みんなで取り組む平和と人権の尊重

【施策の背景】

戦後60年以上が経過し、原爆や戦争の悲劇を語り継ぐ世代が少なくなっている一方、世界各地では、紛争が絶えず、戦争やテロ行為で尊い人命が奪われ、核の保有・配備など、その脅威は今なお続いています。

また、平和の根幹である人権についても、性別、人種、障害者・高齢者・子どもにかかわるものなど、さまざまな形で問題が存在しています。

本市では、市民一人ひとりが、過去の教訓に学び、これからも平和の尊さを認識し、風化させることのないよう、平和意識の普及・啓発活動を行うとともに、お互いの人権を尊重し認め合う社会づくりを市民と一体になって進めていくことが重要となっています。

【10年後の望ましい姿】

- 平和に対する認識度が高まっている。
- 各種平和活動が活発化している。
- だれもが等しく尊重され、差別のない社会になっている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 平和意識を高めるためのイベントの推進
2 平和啓発活動の推進
3 人権啓発活動の推進
4 人権相談体制の充実

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 豊かな心を育む生涯学習の充実 (3章2節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

第3章 「地域の個性をいかし 豊かな心を育むまちづくり」

第1節 未来を担う子どもたちの教育環境の充実

【施策の背景】

本市の幼稚園や小・中学校では、地域の特徴をいかした教育の展開に努めるなど、それぞれの個性を發揮した学習活動が行われています。また、学習意欲の向上に向けた施策の展開に取り組んでいます。しかし、不登校やいじめ、非行問題もあります。

児童・生徒の個性を伸ばし、学習意欲を高めながら生きる力を育成するために、学校と家庭・地域、企業、NPOなどとの連携を強化し、子どもたちが伸び伸びと心豊かに成長していくための教育環境の整備が求められています。

近年、児童・生徒数が年々減少してきている中、市街地中心部に集中する傾向もあることから、子どもたちの教育環境の充実のための通学区再編の検討を行い、学校規模の標準化を図る必要があります。また、大学などとの連携も含めた高等教育の学習機会の充実が求められています。

さらに、老朽化施設の改善にあわせ、災害時の避難施設として機能拡充が求められています。

学校給食については、地域ごとに特色ある運営を行っていますが、栄養バランス、食習慣の向上を目指した食育を推進し、地産地消にも取り組んでいくことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 児童・生徒の学力が向上している。
- 少年非行、少年犯罪、いじめ問題が減少している。
- 障害児教育などが充実し、だれもが等しく学べる環境が整っている。
- 標準的な規模*の学校が増加している。
- 安全・安心な教育環境にあわせ避難所としての機能が整備されている。
- 食育と連携した地場産食材の活用が推進されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 スポーツと音楽を通じた「心」の教育の充実
2 志教育の推進
3 教育相談、障害児教育などの充実・強化
4 教員補助員やスクールカウンセラーの増員などの環境整備
5 標準的な規模に応じた教育環境の整備や給食施設の整備
6 大規模改造事業とあわせた避難所機能の整備

【重点対象】

- ☆児童・生徒および保護者
- ☆地域住民
- ☆事業者
- ☆各種団体
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 男女が共に担うまちづくり (1章2節)
- 地域ぐるみの交通安全対策の強化 (2章6節)
- 地域で守る防犯対策の強化 (2章7節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進 (5章1節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

※標準的な規模…国および県が示す小学校・中学校における学級数基準のこと。標準的規模の基準として、小学校においては12学級以上、中学校においては9学級以上が望ましいとされている。

第2節 豊かな心を育む生涯学習の充実

【施策の背景】

市民「だれもが」生涯を通して「いつでも」「どこでも」学ぶことができるよう、各世代に応じた各種学級・講座の開催や、学習した成果をいかしながら主体的に学習活動ができるよう、施設の提供に努めています。特に、次代を担う青少年の育成と活動への支援は、積極的に進めていかなければなりません。

また、生涯学習環境の向上を図るため、社会教育施設の充実とネットワーク化などによる、新しい時代に対応した活動拠点の整備が求められています。

さらに、自立したまちづくりや地域づくりが求められており、地域のさまざまな資源をいかしながら主体的に地域づくりを実践できる指導者の発掘・養成や意欲的に地域活動に取り組むことができる支援体制が必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 心豊かで積極的に社会参加する市民が増えている。
- 地域課題解決に向けた学習機会が整備され、実践されている。
- 学んだ知識や技能を積極的に地域に還元できる人材が育っている。
- ICT*を活用しながらリアルタイムに生涯学習関連情報が活用できるようになっている。
- 市民と行政の協働による地域の個性をいかしたまちづくりが展開されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	生涯学習推進体制の整備
2	各世代に応じた学習機会の提供
3	青少年健全育成の推進と関係機関、企業、NPO などとの連携による若者自立支援
4	各種団体、企業、NPO などとの連携・協働による事業の実施
5	図書館などの社会教育施設の充実とネットワーク化の促進
6	地域づくりの団体を核とした地域の宝の活用や課題解決のための学習会の開催
7	地域づくりや生涯学習の担い手の資質の向上のための学習環境の整備・支援

【重点対象】

- ☆市民
- ☆社会教育関係団体(社会教育団体・地域・まちづくり団体など)
- ☆事業者
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 男女が共に担うまちづくり(1章2節)
- 地域資源を活かした地域間交流, 国内・国際交流の推進(2章3節)
- 地域で守る防犯対策の強化(2章7節)
- みんなで取り組む平和と人権の尊重(2章8節)
- 安定した就労・雇用の支援(4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進(5章1節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)
- 豊かな自然環境の保全(6章1節)
- 地球にやさしい循環型社会の実現(6章4節)

* ICT…Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。IT とほぼ同様の意味で用いられる。

第3節 多彩な地域文化の継承・形成

【施策の背景】

本市には、先人達が私たちに伝えてくれた個性あふれる文化・芸術や他に誇れる数多くの文化財が存在しており、その保存・継承に努めていかなければなりません。

そのため、市民の郷土への理解と愛着を育みながら、伝統文化の後継者育成と指導者の確保とともに、後世へ引き継ぐため、これらの記録保存が求められています。

また、魅力あふれる文化・芸術にふれる機会の提供を図り、さまざまな文化団体の育成・支援に努め、薫り高い新たな文化を創造することが必要となります。

さらに、歴史的財産である文化財については、市民と行政が協働で保護に努め、東日本大震災で被災した文化財については、復旧が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 郷土の文化を理解し愛着が生まれ、伝統文化の後継者や指導者が確保され、後世に引き継ぐための記録が保存されている。
- 文化・芸術、文化財が地域の宝として認識され、保存・継承されている。
- 文化団体の活動が活発になり、文化活動に携わる人が増えている。
- 新たな文化が芽生えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 文化団体への自主自立活動支援
2 伝統文化などの後継者育成強化, 記録保存
3 文化財に関する学習機会の提供
4 文化財の保存調査の実施
5 社会教育施設と文化施設, 文化団体のネットワークの構築
6 文化芸術鑑賞事業の展開
7 音楽が聞こえる都市(まち)づくりの推進

【重点対象】

- ☆市民
- ☆文化団体(文化協会・文化財保護団体・文化財愛護団体・文化創作団体など)
- ☆文化財所有者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 地域資源を活かした地域間交流, 国内・国際交流の推進(2章3節)
- 魅力ある観光の振興(4章4節)

第4節 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興

【施策の背景】

市民の「だれもが」各自の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みが重要となっています。

さらに、市民のスポーツへの価値観が多様化し、従来の競技スポーツに加え、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくり、地域コミュニティの形成、レジャー、レクリエーションなど、さまざまな方面からスポーツへの期待が高まっています。

そのためには、体育協会やスポーツ少年団などの育成や強化に対する支援、スポーツ推進委員などのスポーツ指導者を養成するとともに、体育施設の充実が求められています。

また、企業や宿泊施設と連携を図りながら、各種競技の大会や、スポーツイベントを積極的に誘致し、多くの市民がスポーツを見て楽しみ、さらにそれら大会を支える環境の整備を進めることが必要です。

【10年後の望ましい姿】

- 総合型地域スポーツクラブが設立されている。
- スポーツ指導者が充実している。
- 生涯スポーツ団体・組織が強化されている。
- 各種スポーツ大会の開催による交流が図られている。
- 魅力あるスポーツ空間が確保されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 総合型地域スポーツクラブへの設立支援
2 スポーツ推進委員などのスポーツ指導者の育成および資質の向上
3 体育協会、スポーツ少年団などの組織強化
4 競技者の育成・強化
5 体育施設の整備・改修
6 各種競技スポーツ大会などの誘致、開催

【重点対象】

- ☆市民
- ☆スポーツ・レクリエーション団体（体育協会・スポーツ少年団など）

【関連する主な項目】

- 地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進（2章3節）
- 生涯を通じた健康づくりの推進（5章1節）

第4章 「活力あふれる 産業のまちづくり」

第1節 誇りある農業の振興

【施策の背景】

本市の農業は、古くから営まれてきた稲作をはじめ、多種多様な農畜産物を生産する基幹産業となっています。しかし、東日本大震災は、農業生産施設などに甚大な被害を与え、農業生産力の回復には長期の時間と経費を要すると同時に、生産体制の強化が求められています。また、東日本大震災に関連して発生した原発事故放射能被害は、農畜産物の安全性に不安を与えているため、安全管理を徹底しながら、基幹産業の再生を図ることが望まれています。

さらに、TPP*やFTA*への対応や農業従事者の減少、農村の過疎・高齢化などにより、本市農業を支える内外の環境は大変厳しくなっています。

このような状況の中で、将来も本市農業が基幹産業として維持・発展していくためには、集落ぐるみでの取り組みの中で、地域農業の核となる担い手の育成を図るとともに、経営基盤をより強化するための農業生産基盤や農村生活環境の整備を進め、持続可能な農村環境を確立していくことが必要となっています。

また、消費者ニーズに対応した農業の展開や安全・安心な農産物の生産・販売、地産地消、農産物の高付加価値化、環境に優しい循環型農業などへの取り組みが重要となります。さらに、都市と農村の共生・交流を促進し、豊かで住み良い農村社会の構築が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 優良な農地や大規模穀物乾燥調製等施設を活用し、農業の生産性が向上している。
- 集落ぐるみでの農業が推進され、意欲的な農業の担い手や後継者が育成されている。
- 消費者ニーズに対応した農業が展開されている。
- 地産地消運動、環境保全型農業、循環型農業が展開されている。
- 農業生産基盤、農村生活環境の整備が促進されている。
- 付加価値を高める取り組みや新たな産業が創造され、6次産業化が進んでいる。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 農業の担い手や後継者の育成支援
2 水田農業、園芸、畜産などの振興
3 安全・安心な農産物の生産・販売、環境保全型・循環型農業の推進
4 地産地消と食農教育の推進
5 産・学・官連携による農産品の開発やブランド化の推進
6 農業生産基盤、農村生活環境の整備促進
7 新たな産業を創造する6次産業化の推進

【重点対象】

- ☆消費者 ☆農業者
- ☆JA, 土地改良区
- ☆商工業者 ☆来市者
- ☆仕入れ卸し業者

【関連する主な項目】

- 地域資源を活かした地域間交流, 国内・国際交流の推進 (2章3節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節) ○安定した就労・雇用の支援 (4章5節) ○総合的な産業振興の推進 (4章6節)
- 豊かな自然環境の保全 (6章1節)

* TPP…環太平洋パートナーシップ協定。アジア太平洋での自由貿易圏の構築を目指すための協定のこと。

* FTA…自由貿易協定。2国間または地域間(多国間)で交わした協定により、関税や非関税障壁を相互に撤廃し、自由貿易を行うための協定のこと。

第2節 新たな期待に応える林業の振興

【施策の背景】

本市は、広大な森林を有しており、その面積は約430km²で総面積の約54%となっています。治山治水、水源かん養、自然環境の保全、保健休養、観光資源など、森林のもつ多面的機能は、資源として大きな可能性を秘めています。

しかし、林業経営は、海外生産材の影響を受けて国産材の市場価値が低迷し、林業の採算性低下による経営意欲の減退とともに、林業就業者の減少と高齢化が進行しており、適切な管理がなされずに施業放棄されている森林が増加しています。

近年は、森林環境に対する関心やボランティア活動への理解が高まりつつあり、さまざまな活動を通じて、山村と都市との交流や相互理解が進んできていることから、体験型交流や他産業との連携による林業振興など、林業の再生に向けた取り組みが期待されています。

そのためにも、地場材の流域内地産地消の推進や付加価値を付けた林業の振興を図るとともに、未利用木質資源となる木質バイオマスの活用など、従来の形にとらわれない支援策が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 計画的に森林が整備され、森林のもつ多面的機能が保全されている。
- 森林施業の効率性が向上している。
- 林業の担い手が確保・育成されている。
- 地域の特徴を活かした取り組みが活性化し、地域資源の活用が図られている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	森林・市有林の整備推進
2	林業の生産・経営基盤の整備推進
3	林業就業者の確保・育成支援
4	流域内地産地消の推進
5	山村と都市の交流促進

【重点対象】

- ☆消費者
- ☆林業者
- ☆森林組合
- ☆木材生産業者
- ☆建築業者、建設業者
- ☆流通・販売・加工業者

【関連する主な項目】

- 地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化(2章4節)
- 総合的な産業振興の推進(4章6節)
- 豊かな自然環境の保全(6章1節)

第3節 活性化する商工業の振興

【施策の背景】

本市の商業は、郊外型の大規模小売店舗の進出により販売額は若干の持ち直しがみられるものの、既存の小売業の事業者数や販売額はともに減少し続けており、事業主の高齢化や後継者不足が進行しています。また、中心市街地や各地域の商店街では、東日本大震災による被害が著しく、復旧・再建に向けた支援が求められています。

そのため、復旧・再建に向け、大崎地域の商圈の核として地域経済の発展に大きく貢献してきた地域密着型の小売事業者に新たな活力を生み出すとともに、既存のストック*を活かし、まちなか居住にも配慮した、個性的でにぎわいのある商店街の形成が求められています。また、商工関係団体との連携により、経営者の意識向上や経営体質強化、新規起業への支援などが必要となります。

工業においては、雇用拡大を最大の目標とし、既存企業の競争力の強化を支援するとともに、企業の誘致や産・学・官連携による新たな技術・製品の開発などへの取り組みも必要となっています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域経済を支える商工業が活性化している。
- 集客力が高まり、商店街がにぎわっている。
- 雇用が拡大し、就業人口が増加している。
- コミュニティビジネスが確立している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 商工関係団体との連携による商工業の活性化支援
2 商業後継者、新規起業者の育成支援
3 自動車関連産業などの新たな企業誘致の促進
4 既存企業や新規起業への支援制度の充実
5 産・学・官連携による新たな技術・製品の開発推進

【重点対象】

- ☆消費者
- ☆就業者
- ☆商工業経営者
- ☆商工会議所・商工会
- ☆教育・研究機関

【関連する主な項目】

- 地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進(2章3節)
- 魅力ある観光の振興(4章4節)
- 安定した就労・雇用の支援(4章5節)
- 総合的な産業振興の推進(4章6節)
- 快適な生活環境の保全・整備(6章3節)

*ストック…蓄積された社会資本や歴史・文化などの有形・無形の資源であり、既成の商店街の街並みや古くから継続的に行われているイベントなど。

第4節 魅力ある観光の振興

【施策の背景】

本市は、魅力的な観光資源を豊富に有しており、平成22年の圏域別観光客入込数、宿泊客数ともに仙台圏に次いで第2位と県内有数の観光圏の中核を担っています。今後も本市の観光資源にさらに磨きをかけながら、平成24年からの東北観光博や平成25年の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン^{*}を契機として、市内のみならず広域的な連携を確立することによって、多様化する観光客のニーズに応えることが重要となります。

また、観光形態が、従来の発地型観光から着地型観光^{*}に大きくシフトしていることから、その変化に柔軟に対応するためには、地域提案型の旅行商品の開発と情報発信に加え、窓口の一元化が求められています。

さらに、魅力ある観光を創出するためには、観光に携わる関係者のスキル（技量・手腕）やマインド（意識・心）の向上はもとより、市民一人ひとりがおもてなしの心をもって接することが必要であり、このことは国内だけでなく海外からの新たな観光客の確保を図る上でも欠かせないものとなっています。

【10年後の望ましい姿】

- 市内を訪れる観光客が増加し、商店街などへの経済効果が波及している。
- 鳴子温泉郷や各地域の観光資源の知名度が高まっている。
- 観光資源の商品化と広域連携が図られている。
- 体験型・滞在型観光による交流人口が増加し、二地域居住の人口が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 観光資源の商品化と情報発信
2 温泉を核とした観光ルートの整備
3 まつり・イベントなどの開催，運営支援
4 仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けた環境整備
5 観光関係団体との連携強化

【重点対象】

- ☆観光客
- ☆観光業経営者
- ☆旅客業者・旅行代理店
- ☆市民

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 地域資源を活かした地域間交流，国内・国際交流の推進（2章3節）
- 多彩な地域文化の承継・形成（3章3節）
- 活性化する商工業の振興（4章3節）
- 総合的な産業振興の推進（4章6節）
- 豊かな自然環境の保全（6章1節）

^{*}デスティネーションキャンペーン…地元観光関係者や地方自治体とJR6社等が協力して実施する大型観光キャンペーンのこと。

^{*}着地型観光…出発地の旅行会社が企画する「発地型」に対し、旅行客を受け入れる観光地（到着地）側が企画する観光旅行のこと。

第5節 安定した就労・雇用の支援

【施策の背景】

景気は依然として厳しい状況にあり、加えて、東日本大震災の影響により、本市の就労・雇用環境は、新卒者の就職やリストラなどに伴う再就職、高齢者や障害者の雇用環境が十分に確保されているとはいえない状況になっています。

市民が将来も本市で安心して生活し続けていくためには、安定した雇用環境づくりが最も重要です。そのためには、関係機関や企業と連携し、雇用拡大に向けた取り組みを推進することにより雇用環境を充実させることが必要となります。

また、技術革新や社会経済環境に対応した労働教育を推進するとともに、新規就業者や後継者に対する研修・支援制度の拡充、離職者への就労支援、さらには本市に居住する人だけでなく、Uターン・Jターン・Iターン希望者の移住・定住促進のための新たな就労機会の創設や就労支援が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 市内の雇用が拡大し、市民の就労が増加している。
- 働きやすい雇用環境が確保されている。
- 就労するための技術習得や支援体制が充実している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 関係機関、企業、NPO などとの連携による就労・雇用支援
2 新たな就労機会の創出
3 新規就業者、後継者、離職者などへの就労支援
4 新規企業や新産業の誘致などによる新たな就労機会の創出
5 労働災害の防止や福利厚生充実の啓発

【重点対象】

- ☆農林業者・商工業者・観光業者
- ☆農林業・商工・観光団体
- ☆就労希望者
- ☆高齢者
- ☆障害者

【関連する主な項目】

- 男女が共に担うまちづくり (1章2節)
- 地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進 (2章3節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 活性化する商工業の振興 (4章3節)
- 総合的な産業振興の推進 (4章6節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実 (5章3節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実 (5章4節)
- 環境の変化に対応した子育て支援の充実 (5章5節)

第6節 総合的な産業振興の推進

【施策の背景】

本市では、温泉をはじめとした観光や歴史、発酵文化、特産品などの地域資源が豊富にあるものの、地域ごとの取り組みであることから、大崎市としての統一したブランドイメージが確立されず、十分なプロモーション*が展開できていない状況になっています。

本市の産業が持続的に発展していくためには、地域ごとの特色を活かした産業として、農業・商業・工業といった産業間の連携や生産から加工、流通までを一体化する6次産業化*により内発型産業を創造し、本市独自の魅力を高める取り組みとすることが必要となります。また、豊富な地域資源を有機的に結び付けることによる新商品の開発や新たなニーズに対する新分野への挑戦を支援するため、企業間や産・学・官の連携により、新しい産業創造への取り組みを推進することも必要となります。

本市には、バイオマス*や温泉熱、太陽光、小水力などの豊富な再生可能エネルギーが存在することから、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、産・学・官の連携による利用・変換技術や金融機関との連携による投資システムの開発などにより、新しい再生可能エネルギーによる産業の創出が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域資源の特徴を活かした地域ブランドの確立により、地域経済が活性化している。
- 農商工連携や6次産業化の推進により、内発型産業が創造されている。
- 企業間や産・学・官の連携により、新しい産業が創造されている。
- 再生可能エネルギーによる産業が創出されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域ブランドの確立によるシティプロモーションの推進
2 農商工連携や6次産業化の取り組みへの支援
3 企業間や産業間の連携による産業創造へのコーディネート推進
4 再生可能エネルギー産業の可能性調査や事業化に向けた支援

【重点対象】

- ☆農林業者・商工業者・観光業者
- ☆農林業・商工・観光団体
- ☆事業者
- ☆研究機関

【関連する主な項目】

- 地域資源を活かした地域間交流、国内・国際交流の推進（2章3節）
- 誇りある農業の振興（4章1節）
- 新たな期待に応える林業の振興（4章2節）
- 活性化する商工業の振興（4章3節）
- 魅力ある観光の振興（4章4節）
- 安定した就労・雇用の支援（4章5節）

*プロモーション…消費者に対し製品やサービス内容を認識させることで、購買へと誘導するための活動のこと。

*6次産業化…農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取り組みのこと。

*バイオマス…「生物資源=bio」の「量=mass」を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

第5章 「地域で支え合い 健康で元気なまちづくり」

第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

【施策の背景】

健康づくりは、市民一人ひとりの重要なテーマですが、長寿社会においては生活習慣病や要介護状態になる人の増加、それらの人々を支える家庭や地域社会の負担の増大など、少子高齢社会の進行とともにさまざまな課題が生じています。

生涯を通じて健康で心豊かな生活を送り、生活の質の向上を図るためには、乳幼児期からの健康づくりが大切であり、市民一人ひとりが心と体の健康維持と増進に取り組み、生活習慣病などの予防に努めることが重要です。

そのためには、保健・医療・福祉などの関係機関や団体、家庭・職場・学校・地域などとの協働による健康づくりや疾病予防に積極的に取り組むことが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 生活習慣病や要介護状態になる人の割合が減少している。
- 主体的に健康づくりに取り組む人が増えている。
- 地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいる。
- 健康づくりを推進していくためのネットワークが充実している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 年齢や身体状況に応じた健康づくりの推進
2 疾病予防の推進
3 健康に暮らせる協働の体制づくり
4 市民健康調査を活用した健康づくりの推進

【重点対象】

☆妊産婦 ☆乳幼児
 ☆小・中学生, 高校生～20代
 ☆成人 ☆高齢者
 ☆保健推進員, 食生活改善
 推進員などの健康づくり
 地区組織団体

【関連する主な項目】

○共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節) ○未来を担う子どもたちの教育環境の充実(3章1節) ○豊かな心を育む生涯学習の充実(3章2節) ○生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興(3章4節) ○安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)
 ○地域で支え合う社会福祉の充実(5章4節) ○環境の変化に対応した子育て支援の充実(5章5節)

第2節 充実した地域医療体制の整備

【施策の背景】

健康で豊かな生活を送るためには、市民一人ひとりが健康づくりに努めるとともに、安心して医療を受けることができる環境が必要となります。

本市では、医師会・歯科医師会、県との連携・協力のもとに、休日や平日夜間の診療体制の確保など、安全で安心な医療環境の整備に取り組んでいます。また、市民病院本院は、県北の拠点病院として、高度で良質な医療を提供できる体制づくりに努めています。

しかし、地域に不足している医療への対応や救急医療体制の充実、保健・福祉と連携し一貫したサービスの提供など、医療に対するニーズは多様であるため、地域の医療機関が連携し医療サービスの充実をなお一層図っていく必要があります。

また、病院事業については、医療制度改革など、社会環境の変化に対応できる経営基盤の確立と機能の充実が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 市域内で完結する医療提供体制が充実している。
- 救急医療体制が充実している。
- 災害医療体制が整備されている。
- 病院事業の経営基盤が確立され、安定した運営が行われている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	医療機関相互の連携強化と機能分担
2	救急医療体制の充実
3	災害医療体制の整備
4	医療機能の充実・強化と経営の安定化

【重点対象】

- ☆病院利用者
- ☆医療関係者
- ☆医師会
- ☆歯科医師会
- ☆薬剤師会
- ☆地域医療機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 機動的な消防・救急体制の充実 (2章5節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実 (5章3節)
- 地域で支え合う社会福祉の充実 (5章4節)

第3節 安心と生きがいのある高齢福祉の充実

【施策の背景】

本市の高齢化率は上昇を続けており、今後もその傾向は続く見込まれています。このような状況の中で、ひとり暮らしなどの高齢者世帯は、ますます増加するとともに、家族と同居していても日中は一人になる高齢者が増加し、家庭における「見守り」や「介護力」の低下が懸念されます。

近所付き合いの希薄化などにより地域のきずなも弱まっており、これまで以上に高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

また、高齢者が健康で生きがいをもち、生き生きとした生活を送るためには、自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者の就労や社会活動、生涯学習活動などへの参加を促進していくことが重要となっています。

さらに、介護を必要とする状態にならないための介護予防事業の推進や、介護を必要な状態になっても、住み慣れた地域でできる限り生活が継続できるようにするための介護サービスと生活支援サービスの充実がこれまで以上に求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 介護を必要とする高齢者が必要な時に必要とする量の介護サービスを適切に利用できている。
- 住み慣れた環境で自立した生活を送っている高齢者の割合が高まっている。
- 就労や社会活動、生涯学習活動を行っている高齢者の割合が高まっている。
- 高齢者を地域全体で支える仕組みが構築され高齢者が安心して生活できている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 介護予防事業の推進
2 介護サービスの充実
3 生活支援サービスの充実
4 生きがいづくり活動の推進
5 地域包括ケアシステムなどの推進

【重点対象】

- ☆高齢者
- ☆要介護認定者
- ☆介護保険事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化（2章4節）
- 豊かな心を育む生涯学習の充実（3章2節）
- 安定した就労・雇用の支援（4章5節）
- 生涯を通じた健康づくりの推進（5章1節）
- 充実した地域医療体制の整備（5章2節）
- 地域で支え合う社会福祉の充実（5章4節）

第4節 地域で支え合う社会福祉の充実

【施策の背景】

家庭や地域の相互扶助機能が弱まったことや地域のきずなが薄れつつあることから、日常生活を送る上で支援を必要とする社会的に弱い立場の人を取り巻く環境は、大きく変化しています。

地域で暮らす市民がお互いに助け合い、だれもが安心して生活するには、住民相互の理解と協働、地域のボランティアなどの社会資源を活用した総合的な福祉サービスが必要となります。

さらに、障害者福祉は、障害をもつ人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、障害の特性やニーズに応じた支援体制の構築が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 地域ボランティアなどが組織的に形成され、参加する人が増えている。
- ノーマライゼーション*の理念が浸透し、思いやりのある住民が増えている。
- 自立した生活を送っている人の割合が増えている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域で相互に支え合う仕組みづくりの推進
2 地域社会福祉施策の充実
3 地域ボランティアおよびコーディネーターの育成・支援
4 障害者への自立支援
5 低所得者への自立支援

【重点対象】

- ☆高齢者
- ☆障害者
- ☆子どもを抱える家族
- ☆低所得者
- ☆地域コミュニティ組織

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり(1章1節)
- 円滑な道路環境の整備(2章1節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化(2章4節)
- 安定した就労・雇用の支援(4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進(5章1節)
- 充実した地域医療体制の整備(5章2節)
- 安心と生きがいのある高齢福祉の充実(5章3節)

*ノーマライゼーション…障害者にすべての人がもつ通常的生活を送る権利を可能な限り保障することを目的に社会福祉を進めること。

第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実

【施策の背景】

結婚や育児に対する考え方の多様化、核家族化の進展、女性の就業率の向上など、さまざまな要因が複雑に交錯して少子化が進む中、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における「子育て力」も低下しています。

また、子育てに伴う経済的な負担感や仕事と育児の両立に悩む親も多いことなどが少子社会に拍車をかけている要因と考えられます。社会全体のきずなが薄れつつある中、育児を行う親の孤立感・不安感が子どもに及ぼす影響は大きく、児童虐待という社会問題にもつながっていきます。

子どもの健やかな成長は、家族だけでなく社会全体の願いであることから、地域や職場、学校、行政などが連携して、子どもを産み育てやすい環境づくり、子どもが健全に育つための地域社会づくりに努めていくことが早急に求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 子どもが心身ともに健やかに育つ環境・体制になっている。
- 働きながらでも安心して子育てができる環境になっている。
- 地域における子育て支援力が増している。
- 子育てへの不安が解消され、安心して子育てしている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 子どもが健全に育つための地域社会づくり
2 安心して産み育てられる子育て環境の整備
3 相談機能の強化
4 児童虐待防止対策の充実

【重点対象】

- ☆子ども
- ☆保護者
- ☆子どもを抱える家族
- ☆地域コミュニティ組織
- ☆各種団体
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 男女が共に担うまちづくり (1章2節)
- みんなで取り組む平和と人権の尊重 (2章8節)
- 未来を担う子どもたちの教育環境の充実 (3章1節)
- 安定した就労・雇用の支援 (4章5節)
- 生涯を通じた健康づくりの推進 (5章1節)

第6章 「自然と共生し 環境に配慮したまちづくり」

第1節 豊かな自然環境の保全

【施策の背景】

本市は、東西約80kmに及ぶ細長い形状を有し、江合川や鳴瀬川などの多くの河川が動脈のように流れ、大崎耕土を潤し、緑豊かな自然に恵まれています。ラムサール条約に登録された蕪栗沼・周辺水田や化女沼、奥羽山脈のふもとに位置し自然が多く残る鳴子温泉郷などで、身近に自然環境を体感することができます。

これらの自然豊かな環境を守るために、NPO・ボランティアによる伐採跡地への植林支援や、市民による水田等の生きもの調査、ごみの不法投棄防止対策など、多くの取り組みが行われています。

また、県内には、民間事業者が設置した産業廃棄物最終処分場による環境破壊の例があり、そうした事例を教訓とし、豊かな自然環境の保全に取り組むことが必要です。

さらに、この豊かな自然環境を次世代へ継承していくためには、市民一人ひとりが自然との共存意識を高め、自然環境保護意識の醸成を図り、森林や農地・河川や湖沼などの環境保全に向けた取り組みを私たちの責任として行っていくことが求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 各地域で豊かな自然環境を体感することができる。
- オオクチバスなどの特定外来種が駆除され生物多様性が保全されている。
- 保水性の高い広葉樹が保全されている。
- 山間部や河川・湖沼などの自然形成が維持されている。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容	
1	自然を活用し、地域色を生かした体験施設の充実
2	環境教育の積極的な推進と自然環境保全活動の支援
3	山や川、水田といった身近な自然とのふれあいを主とした交流事業の実施
4	NPO やボランティアなどとの協働による豊かな環境を守る諸活動の実施
5	罰則規定を含む環境保全に関する条例などの制定
6	県・警察などの関係機関や監視員との連携による不法投棄防止等対策の強化

【重点対象】

- ☆市民
- ☆北上川および鳴瀬川水系の沿岸自治体や農林業・漁業団体
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 豊かな心を育む生涯学習の充実 (3章2節)
- 誇りある農業の振興 (4章1節)
- 新たな期待に応える林業の振興 (4章2節)
- 魅力ある観光の振興 (4章4節)

第2節 身近にふれあえる憩いの場の整備

【施策の背景】

本市には多くの里山や森林があり、それらは健康・教育・福祉などのさまざまな分野で、住んでいる人と訪れる人の心に潤いを与えていると同時に、自然災害の防止にも役立っています。

また、江合川や鳴瀬川などの多くの河川は、貴重な動植物の生態環境であるとともに、治水や利水の機能も有しており、近年では、身近に自然とふれあえる市民の憩いの場として整備が進められています。

この多くの自然にふれあい・学び・癒される機会を創出するなど、上手に利活用することが求められている中、これからも国や県、関係団体との連携を図りながら、森林の保全と管理体制の充実を図るとともに、公園や緑地を整備することが必要となります。

【10年後の望ましい姿】

- 自然とふれあい、親しむ市民が増えている。
- 里山の保全と有効利用が図られている。
- 施設などが整備され、市民が気軽に利用している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 公園や緑地の整備による憩える空間の整備
2 第三者の手を借り里山の保存・管理を行う直接管理オーナー制度の導入および市民活動の場としての提供
3 市民と行政の協働による公園や緑地の維持管理
4 親水・親雪事業などの自然を体験できる事業実施

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係機関

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり (1章1節)
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化 (2章4節)
- 快適な生活環境の保全・整備 (6章3節)

第3節 快適な生活環境の保全・整備

【施策の背景】

本市は、高速交通網や上下水道などの都市的な社会基盤が整備されているとともに、雄大な山並みを背景にした広大な平野の中に、居久根（いぐね）と家屋が点在し、とても魅力的な地域となっています。また、この良好な景観は、住み心地の良い居住空間として暮らしに潤いをもたらし、ふるさとへの誇りと愛着を与えています。

これらの生活環境と一体となったまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランなどによりそれぞれの地域に合ったまちづくりを計画的に進めるとともに、良好な住環境を整えることが必要となります。

日常生活に欠かすことのできない上下水道は、ライフラインであるとともに、社会・産業活動を支える重要なものです。その内、水道は、安全・安心な水道水の供給の確保、災害時にも安定した供給を行うための施設水準の向上、経営基盤の強化など、健全な事業運営が求められています。一方、下水道は、公共用水域の水質を保全し生活環境を改善する上で、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業などを併せた効率的な整備が必要となります。さらに、都市化による保水能力の低下から、降雨時における浸水被害が顕在化しており、自然と調和した排水施設の整備が求められています。

【10年後の望ましい姿】

- 風土に根ざしたふるさとの景観が守られ継承されている。
- 良好な住環境が整備され、生活空間の快適性が高まっている。
- 災害時にも安定した水道水が供給できる体制になっている。
- 汚水・生活雑排水や雨水が適切に処理され、生活環境が向上している。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 地域に合ったまちづくりの計画的な整備
2 わかりやすい案内板などの設置と魅力ある都市空間の整備
3 住み心地の良い環境衛生、環境美化の推進
4 安全で安心な水の安定供給を確保する計画的な整備
5 公共水域の水質を保全し生活環境を改善する計画的な整備

【重点対象】

- ☆市民
- ☆関係団体
- ☆首都圏・仙台圏の住民
- ☆事業者

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 自助・共助・公助に基づく防災対策の強化（2章4節）
- 活性化する商工業の振興（4章3節）
- 身近にふれあえる憩いの場の整備（6章2節）

第4節 地球にやさしい循環型社会の実現

【施策の背景】

これまで私たちは、経済発展の恩恵を受けて豊かな生活を営んできましたが、一方では、限りある地球資源を使い、ごみを排出する「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を生み出してきました。その結果、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題が深刻化しています。

また、東日本大震災では電力・燃料などの生活の基礎となるエネルギーの供給不足が生じ、改めて地域資源を生かした再生可能なエネルギーの導入と、日常生活におけるさらなる省エネルギーに対する取り組みの必要性を認識しました。

このような社会構造を根本から見直すとともに、環境への負荷を減らすため、再生可能エネルギーの活用と限りある資源の節減を図り、リサイクルなどによって有効に使用することにより、廃棄されるものを最小限に抑える「低炭素社会と循環型社会」を築き上げることが急務となっています。

また、環境問題を解決するためには、行政や事業者が先導するだけでなく、市民一人ひとりのライフスタイルの変革が求められています。子どもから大人まで、家庭・地域・学校・事業所など、それぞれの場でエネルギー消費やごみの排出などの環境問題を知識として理解するだけでなく、限りある資源の有効活用と自然を大切に思う心を育て、環境を守っていくために何が必要か考え、行動していく人材を育てていくことが、今後の大きな目標となっています。

【10年後の望ましい姿】

- 家庭、事業所から出されるごみの量が減っている。
- リサイクル率が高まっている。
- 石油などに代わる環境に配慮した再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

【実現に向けての主な取り組み】

主 な 内 容
1 市民と行政の協働による積極的な取り組み（「3R [*] 」の推進）
2 バイオマスや太陽光、温泉熱、小水力などの再生可能エネルギーの利用、省エネルギー推進による資源やエネルギーの効率的利用の実践
3 組織の活動によって生じる環境負荷を低減し、環境の保全に役立つための組織的な取り組みの普及促進
4 環境教育の場の設置による環境に対する意識の醸成
5 もったいない運動の奨励および生ごみの再利用の助成と有効活用

【重点対象】

- ☆事業所
- ☆個人
- ☆地域コミュニティ組織

【関連する主な項目】

- 共に「はぐくむ」協働のまちづくり（1章1節）
- 豊かな心を育む生涯学習の充実（3章2節）

※3R…「ごみを減らす（リデュース=Reduce）」、「再使用する（リユース=Reuse）」、「再利用する（リサイクル=Recycle）」のこと。

